

鴨川市教育・保育施設等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第20号

鴨川市教育・保育施設等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市教育・保育施設等の利用調整等に関する規則（令和2年鴨川市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1利用調整基準表調整項目の部保護者が保育士資格又は幼稚園免許を有し、保育教諭、保育士又は幼稚園教諭として市内の教育・保育施設等又は企業主導型保育事業所で月に20日以上かつ1日6時間以上就労している場合（就労が内定している場合を含む。）の項利用調整基準指数の欄中「+5」を「+15」に改める。

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日以後の教育・保育施設等の利用に係る調整について適用し、同日前の教育・保育施設等の利用に係る調整については、なお従前の例による。